

FAVTOWN就職相談サービス利用規定(利用者版)

第1条(本規定)

シナジーマーケティング株式会社(以下「弊社」という)は、弊社が提供するふるさと関係人口創出サービス「FAVTOWN」にて実施する「就職ゆる相談」に関し、FAVTOWN就職相談サービス利用規定(利用者版)(以下「本規定」という)を定めます。

第2条(定義)

本規定において、用語の定義は以下のとおりとします。

- 1) 「本サービス」とは、弊社が運営するWEBサイトを含むFAVTOWNサービスをいいます。
- 2) 「本企画」とは、弊社が本サービスを利用し提供する「わかやま就職ゆる相談」をいいます。
- 3) 「相談希望者」とは、本サービスの会員であり、かつ本企画において相談を希望する者をいいます。貴殿は相談希望者にあたります。
- 4) 「相談パートナー」とは、本企画において相談希望者の相談相手となることを希望する企業・団体その他の組織(個人事業主の場合は当該個人)をいいます。
- 5) 「相談担当者」とは、相談パートナーに所属し、かつ相談希望者の相談相手として相談パートナーにおいて指定した者をいいます。
- 6) 「本契約」とは、相談希望者と弊社の間で、本規定に基づき成立した契約をいいます。
- 7) 「相談会」とは、本企画においてオンライン会議サービスを用いて実施する、相談担当者と相談希望者による相談会をいいます。

第3条(本企画の目的)

1. 本企画は、相談担当者が、相談希望者の持つ地元企業への就職又は就職活動への悩みを聞き、相談担当者が地元で働くことのやりがい、自らの体験又は考え等を相談希望者に伝えることにより、相談希望者が抱える地元への就職に関する不安その他の就職活動に関する悩みの解消を目指すことを目的として実施します。
2. 相談希望者及び弊社は、本企画が、相談パートナー(相談パートナーの関係会社を含みます)又は弊社(弊社の関係会社を含みます)による相談希望者の採用面接、インターン面接その他の一切の採用活動の一環として行われるものではないことを相互に確認します。

第4条(申し込み)

貴殿は、本サービスに会員として登録した者であり、かつ本規定に同意した上で弊社に対し相談希望者となることを申し込んだ場合に限り、相談希望者となることができます。

第5条(相談会の実施)

1. 相談希望者は、弊社が公開した相談パートナー及び相談担当者に関するWEBページを閲覧し、所定のフォームから弊社に対し相談会の申し込みをすることができます。
2. 弊社は、相談希望者から相談会の申し込みがあり、当該申し込みを弊社が承認した場合、相談パートナーに対し、相談希望者が希望する実施日時、相談希望者のプロフィールその他の必要な事項を通知するものとします。
3. 前項の通知後、相談パートナー、弊社、相談希望者において、相談会の実施日時を調整するものとします。なお、実施日時の調整が困難であると弊社が判断した場合、当該相談申し込みに対する承認を取り消す場合があります。
4. 相談会の実施日時の調整が完了した場合、弊社は、相談パートナーと調整の上、相談希望者に対し相談会を実施するオンライン会議サービスのURLを通知するものとします。相談希望者は、当該URLを、相談会の実施以外の目的で利用してはなりません。

第6条(相談希望者の義務)

相談希望者は、相談会の実施日時の調整、相談会への参加など、本企画に真摯かつ誠実に対応するものとします。

第7条(申し込みの取り消し)

1. 弊社は、弊社が定めた基準に従い、相談希望者による申し込み(第4条及び第5条第1項のいずれも含む。以下本条において同じ。)を受諾するか否かを決定する裁量を有します。
2. 弊社は、申し込みを受諾した後であっても、次に該当する場合、受諾を撤回し又は本契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - 1) 虚偽の内容で申し込みを行った場合
 - 2) 相談希望者が本サービスの会員ではなくなった場合
 - 3) 相談希望者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に関与しているおそれがあると弊社が判断した場合
 - 5) 相談希望者が本規定に違反した場合
 - 6) 相談希望者が本サービス又は本企画の運営・提供を妨害し又は妨害するおそれがあると弊社が判断した場合
 - 7) その他弊社が不相当と判断した場合
3. 弊社は、申し込みを受諾しなかった場合、及び受諾を撤回した場合、その理由を開示しません。

第8条(通知)

本規定に基づく弊社から相談希望者への通知は、本サービスの利用規約に従い実施するものとします。

第9条(再委託)

弊社は、本企画の業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、弊社は当該第三者に対し本規定所定の弊社の義務と同等又はそれ以上の義務を負わせるものとします。

第10条(知的財産権)

本企画(本サービスを含みます)に関する著作権その他の知的財産権は、弊社又はその他の正当な権利者に帰属します。

第11条(秘密保持)

1. 相談希望者及び弊社は、本企画において相手方(以下「情報開示者」といいます)より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち情報開示者が特に秘密である旨明示した情報(以下「秘密情報」という)を第三者に開示又は漏洩してはいけません。但し、次に該当する情報についてはこの限りではありません。
 - 1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - 4) 本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 情報開示者から提供された個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。以下同じ。)及び相談希望者に関する個人情報は、前項各号の規定にかかわらず秘密情報に含まれるものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、情報開示者からの書面による承諾を、事前に受けなければなりません。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。
4. 相談希望者及び弊社は、提供を受けた秘密情報について、本規定の目的の範囲内でのみ使用し、複製(バックアップを除く)、改変が必要な場合は、事前に情報開示者から書面による

承諾を受けるものとします。

第12条(損害賠償)

相談希望者及び弊社は、自身の故意又は過失に基づき、相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に生じた損害を相手方に賠償する責めを負うものとします。

第13条(権利義務の譲渡制限)

相談希望者及び弊社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の権利、義務又は地位の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。

第14条(適用関係)

本規定は、相談希望者及び弊社間において、本企画のために両社間で締結した他の契約に優先して適用されます。ただし、相談希望者及び弊社間において、当該他の契約を優先して適用する旨を明示して合意した契約については、この限りではありません。

第15条(本規定及び本サービスの変更)

1. 弊社は、いつでも任意に本規定又は本サービスの内容を変更できるものとします。
2. 弊社が本規定又は本サービスの内容を変更した場合、指定された期日以降は、変更後の本規定又は本サービスの内容が適用されます。

第16条(本企画の終了)

弊社は、相談希望者に1か月前までに通知したうえで、本企画の全部又は一部を終了させることができます。

第17条(解約)

1. 相談希望者は、弊社所定の手続きにより、本契約を将来に向かって解約できるものとします。
2. 本契約が終了した場合でも、第11条(秘密保持)の規定は本規定の終了後も3年間は有効に存続するものとし、第12条(損害賠償)、第14条(適用関係)、第18条(紛争の解決)の規定は本規定の終了後も有効に存続するものとします。

第18条(紛争の解決)

1. 本規定に関して、紛争等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。
2. 本規定に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本規定に関する紛争は大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年9月13日 制定